

大阪市健康局保健所保健医療対策課 会計年度任用職員募集要項

1 採用予定人数

2～4名

2 業務内容

医療法人等にかかる各種報告書類整理等補助業務

(書類のPDF化、データ入力、文書整理等)

3 応募資格

- ・Word・Excel など、パソコンソフトの基本的な操作ができる方
- ・採用日前日まで本市で会計年度任用職員として雇用されている場合、今回の任用期間と合わせて2カ月を超えていない方
- ・地方公務員法第16条(下記参照)に該当しない方

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 給与・勤務条件等

(1) 勤務場所

大阪市保健所保健医療対策課 医療法人グループ

大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000(あべのメディックス10階)

(2) 任用期間

令和7年7月1日(火)～令和7年10月31日(金)までの間の2か月間

(3) 勤務時間・日数

9時00分～17時15分(7時間30分)(休憩時間45分)週4日(30時間)勤務

又は週2日(15時間)のいずれか

(4) 休日

- ・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・大阪市保健所保健医療対策課長が指定する休日（週につき1日）

(5) 有給休暇

なし

(6) 報酬等

月額9,813円 ※別途、通勤手当支給

(7) 支給方法

月末締め、原則翌月17日に口座振込

(8) 社会保険等

雇用保険

(9) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

5 応募方法

(1) 提出書類

次の書類一式を封筒に入れ、「会計年度任用職員 採用申込書等在中」と朱書きし、必ず簡易書留（簡易書留に準ずるものでも可）にて送付してください。

ア. 大阪市の会計年度任用職員採用申込書 1通（所定様式に限る）

※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

イ. 申し立て書 1通（本市所定の様式に限る）

ウ. 結果通知用封筒 1枚（長形3号封筒に110円切手を添付し、宛先を記載したもの）

(2) 受付期間

令和7年6月2日（月）～令和7年6月13日（金）まで【当日必着】

※持参の場合は、平日9時00分～17時00分まで

(3) 申込送付・提出先

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000（あべのメディックス10階）

大阪市保健所保健医療対策課 医療法人グループ

6 選考方法

面接選考

7 面接選考日時及び場所

(1) 日 時 令和7年6月18日（水）

(2) 集合時刻 13時20分 ※試験開始時刻：13時30分～（予定）

- (3) 場 所 大阪市保健所 第4会議室
大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000 (あべのメディックス10階)
※集合時刻までに上記会議室前までお越しください。

8 結果の発表

面接を受けられた方全員に合否結果を通知します。

9 採用候補者名簿への登録について

最終合格者のほかに、若干名を補欠合格者(採用予定者)とし、合格発表と合わせて通知します。
補欠合格者は、評定の高い順に「候補者名簿」に登録され、その登録順に基づき採用します。

なお、「候補者名簿」の登録期間は、名簿登録の日から令和7年12月28日までとなりますので、登録されても採用時期が令和7年7月1日以降になる場合や、採用されない場合があります。

10 その他

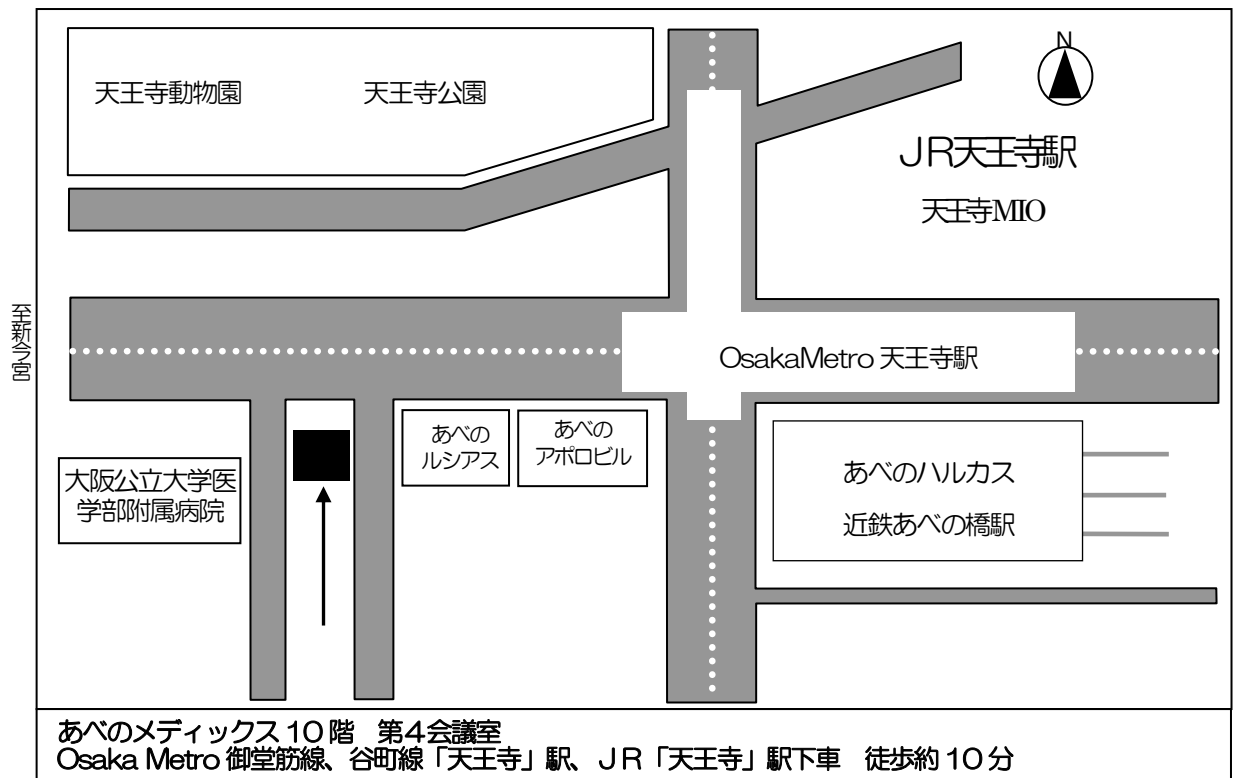
- (1) 受験票は発行しませんので、直接会場へお越しください。
- (2) 面接試験会場にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。
- (3) この応募に際して収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。また、この試験において提出された書類等は、受付後一切返却しません。
- (4) 採用決定者において、後日応募資格がないこと、提出した書類の記載内容及び面接試験での口述内容に偽りがあった場合には、採用を取り消すことがあります。
- (5) 会計年度任用職員の報酬などは、募集時点のものであり、給与改定等により変更になることがあります。また、過去に本市における勤務経験がある方は、その時期・期間等により前述の勤務条件(社会保険等)に変更が生じる場合があります。

11 問い合わせ先

大阪市保健所保健医療対策課(医療法人グループ)

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000 (あべのメディックス10階)
電話: 06-6647-0936

面接選考会場



応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したのですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

※その他遵守すべき事項の例

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと